



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年1月15日火曜日 第2436号

◇ 目 次 ◇

公共測量の実施の通知.....	(道路維持課).....	15
介護員養成研修事業者の指定.....	(東予地方局地域福祉課).....	15
道路の区域変更(県道久良城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所).....	15
道路の供用開始(").....	(").....	15

告 示

○愛媛県告示第28号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松前町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年1月15日

愛媛県知事 中村時広

- 作業種類 公共測量(道路現況平面図更新)
- 作業期間 平成24年12月28日から
平成25年2月28日まで
- 作業地域 松前町

○愛媛県告示第29号

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年1月15日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 日
社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町乙8番地2	訪問介護に関する2級課程	平成25年1月4日

○愛媛県告示第30号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良633番2から 同町久良504番3まで	旧	メートル 7.2~36.5	キロメートル 0.275	
			新	26.5~81.8	0.218	

○愛媛県告示第31号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年1月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良633番2から 同町久良504番3まで	平成25年1月15日